

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城県介護研修センターの使用料の徴収事務の委託	(長寿社会政策課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一
○岸壁、物揚場及び棧橋の使用並びに廃油処理施設の利用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出	(同)	二
○土地改良区役員の退任の届出	(大河原地方振興事務所)	二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出(二件)	(仙台地方振興事務所)	二
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(東部地方振興事務所)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体		四
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		五
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		八

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)	九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)	一一
○資金管理団体の届出事項の異動届	一二
○資金管理団体の指定取消しの届出	一二
公安委員会	
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	一二
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催	一四

○宮城県告示第四百九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條第一項の規定により、宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九條の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町桐ヶ崎字崎山三の七・三の一〇(以下二筆国有林)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）並びに廃油処理施設の利用に係る使用料の徴収事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託期間	委託の相手方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	塩竈市
石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	南三陸町
閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	石巻市開成一番二十七 宮城県漁業協同組合
気仙沼漁港廃油処理施設の使用料の徴収	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	気仙沼市潮見町二五一 特定非営利活動法人気仙沼清港会

○宮城県告示第五百一号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 市街地再開発組合の名称
立町二丁目五番地区市街地再開発組合
- 二 事務所所在地
石巻市立町二丁目五番四号
- 三 理事長の氏名及び住所
氏名 浅野 香純
住所 石巻市立町二丁目五番四号

○宮城県告示第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年三月三十一日	若 生 進	刈田郡蔵王町大字円田字田町前五十八番地一	理事

○宮城県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋保町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年四月一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成二十七年四月一日	齋藤 弘勝	仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十番地	理事
平成二十七年四月一日	伊藤 清史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三番地の二	理事
平成二十七年四月一日	佐藤 英治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十番地	理事
平成二十七年四月一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三番地	理事
平成二十七年四月一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町馬場字町南三十五番地	理事
平成二十七年四月一日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十六番地	理事
平成二十七年四月一日	柴田市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年三月三十一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成二十七年三月三十一日	齋藤 弘勝	仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十番地	理事
平成二十七年三月三十一日	伊藤 清史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三番地の二	理事
平成二十七年三月三十一日	佐藤 英治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十番地	理事
平成二十七年三月三十一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町境野字野尻八十番地	理事

平成二十七年三月三十一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三番地	理事
平成二十七年三月三十一日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十六番地	監事
平成二十七年三月三十一日	柴田市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十番地	監事

○宮城県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市泉土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十七年四月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年三月二十五日	若生 武志	仙台市泉区上谷刈字北河原六十七番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年十一月二十八日	伊藤 孝	仙台市泉区古内字北三番地	理事

○宮城県告示第五百六号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年四月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

毅

○宮城県告示第五百七号

伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年四月十五日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十七年四月二十四日

宮城県東部地方振興事務所
所長 正木 毅

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年四月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字東沢田四十八番一の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡四十四番地の七
安倍 啓太
安倍 裕子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年四月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市大曲字前畑九十五番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市赤井字七反谷地四百三十五番地七メソ
赤井一〇一
菅原 弘顕

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十七年四月二十四日
宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

相沢ゆうじ後援会

安達 貞子

相澤 正彬

角田市角田字町一〇〇

相沢ゆうじ後援会

高橋 正幸

大友 徳道

名取市高館吉田字中在家七一一

熱海しげのりと市政を考える会

高橋 克也

高橋 克也

東松島市矢本字裏町四九一三

阿部よしとか後援会

青木 英文

勝又 健正

石巻市万石町六一八

一匡会

横田 匡人

末永 淳

仙台市太白区富沢南一―二八一一

伊藤栄後援会

鎌田 博

高橋利喜夫

登米市登米町小島東針田一―一三

稲辺裕人後援会

小野 彰三

稲辺 明

登米市石越町北郷字芦倉三七

猪股俊一後援会

吉岡 利文

上遠野 勝

加美郡加美町宮崎字屋敷四―四二一―一

岩佐ゆたか後援会

寺嶋 嗣徳

嶋田 博美

亘理郡山元町高瀬字天王川一七三―一二

牛沢栄後援会

牛澤 榮

牛澤 榮

角田市佐倉字諏訪脇北四

及川まさのり後援会

大久保芳彦

及川 充

登米市南方町大袋二一〇

岡崎たかし後援会

佐藤 能文

佐藤 聖

柴田郡大河原町大谷字町向一〇三―二三

葛西清を育てる会

大沼 克己

葛西すずい

刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原三八〇

かとうひろあき後援会

音羽 恵介

木島 敦

東松島市牛網字駅前二―一―一六

小斎慶吉後援会

猪股 政治

小斎 紀子

岩沼市藤浪一―三―二四

ごのい惣一郎後援会

石川儀一郎

遠藤 慶一

東松島市赤井字川前五―七―四

佐々木祐助後援会

佐々木祐助

佐々木祐助

石巻市桃生町給人町字西町一―二―一

佐藤勇後援会

千葉 恭一

黄海 栄悦

栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦九五

さとう正明後援会

佐藤 嘉浩

佐藤 伸

本吉郡南三陸町入谷字山の神平一九―三

3.11復興加速同志会

あ 鈴木 武

伊藤 格

石巻市南光町一―四―一六

べ吉治後援会

志村 誠一

大和田 修

登米市米山町西野字後小路四一

高橋義雄後援会

菅原 高雄

高橋 博

栗原市若柳有賀字田畑前六六

中川あきら後援会 袴田 和由 鈴木健太郎 白石市字柳町七六
 東日本大震災復興加速化をはかる会 佐々木喜藏 大和田美和子 石巻市住吉町一六一八
 平吹としお後援会 富田 敏夫 及川 隆一 遠田郡美里町字西館五〇
 三浦幸治後援会 後藤 淳 佐藤 満 大崎市三本木字鹿野澤六二
 みかみ庄一郎後援会 味上庄一郎 高橋 宏弥 加美郡加美町字町裏八番三二一
 峯岸しんや後援会 峯岸 真哉 峯岸 恵子 仙台市泉区上谷刈字向原七二二七
 八木しみ子後援会 千葉 隆雄 大友富士雄 登米市豊里町横町三二二
 渡辺まさあき後援会 佐藤 好彦 渡辺伊千子 石巻市須江字欠五〇一五二

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）
 (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浅野つよし後援会	佐藤 政悦	浅野 京子	黒川郡富谷町二ノ関字田子沢二九	平成二十七年三月十一日
甲田りょうじと新しい仙台をつくる会	甲田 涼司	甲田 里美	仙台市泉区東黒松一三一〇	平成二十七年三月三十一日
ささきあきお後援会	菊地 重雄	藤原 義信	柴田郡川崎町川内字七曲山二二六	平成二十七年三月二日
佐々木心後援会	長田 和彦	安齋 和広	仙台市太白区長町六丁目一五一	平成二十七年三月十三日
清榮政経調査会	加藤 和彦	茂木 真人	仙台市青葉区愛子東六一七一四五	平成二十七年三月三十一日
ふなやま俊一後援会	白木 寛一	清水 義広	伊具郡丸森町字町西三	平成二十七年三月三十一日
松野ひさお後援会	松野 久郎	樋口 祝郎	白石市越河字外河原田一八一	平成二十七年三月四日
山路澄雄後援会	山路 澄雄	狩野 貞治	黒川郡大衡村大衡字尾西四四	平成二十七年三月三十一日

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 次世代の党衆議院宮城県第二支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 平成二十七年三月九日

自由民主党岩出山支部 主たる事務所の所在地 大崎市岩出山下真山馬伏谷一五 原町八一 平成二十七年三月二十五日

自由民主党三本木支部 代表者の氏名 中島 源陽 中森 徹 平成二十七年三月十二日

自由民主党築館支部 代表者の氏名 伊東 仁 相澤 久義 平成二十七年三月三十日

自由民主党松山支部 主たる事務所の所在地 大崎市松山下伊場野字境三五 釜台七〇一一 平成二十七年三月二十五日

自由民主党松山支部 代表者の氏名 桜井 浩 細川八重治 平成二十七年三月三十日

自由民主党宮城県第三選挙区支部 代表者の氏名 坪根 輝彦 鷹尾 友宏 平成二十七年三月六日

自由民主党村田町支部 代表者の氏名 井上 重幸 村上 登 平成二十七年三月十六日

自由民主党色麻町支部 代表者の氏名 早坂 豊 堀籠 仁 平成二十七年三月十八日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 相澤武雄後援会 代表者の氏名 相澤 武雄 佐藤 悦次 平成二十七年三月三日

阿部まさはる後援会	代表者 須田 祥蔵	内海 美吉	平成二十七年 三月三十日
おおつき正俊後援会	会計責任者 大槻 栄子	八島 福雄	平成二十七年 三月二十七日
大槻正俊と共に21世紀の太田を考える会	会計責任者 大槻 栄子	青木 励	平成二十七年 三月二十七日
鎌田さゆり連合後援会	会計責任者 須田恵美子	千葉 定一	平成二十七年 三月十九日
熊谷盛廣後援会	主たる事務所の所在地 登米市追町佐沼字中江一〇一四	登米市追町佐沼字中江四一八一六	平成二十七年 三月五日
熊谷洋一後援会	代表者 熊谷 洋子	熊谷長一郎	平成二十七年 三月三十一日
幸福実現党仙台南後援会	会計責任者 松島 崇	安藤 和枝	平成二十七年 三月二十三日
幸福実現党宮城北後援会	会計責任者 大熊 剛行	小野 彦治	平成二十七年 三月十九日
櫻井隆後援会	会計責任者 柳生 和晴	二瓶 金雄	平成二十七年 三月十六日
佐藤ひでお後援会	代表者 佐々 幸一	山家 文雄	平成二十七年 三月二日
新生とみやを考える町民の会	主たる事務所の所在地 黒川郡富谷町明石字下寺前六七番地	黒川郡富谷町成田四丁目一九番地九	平成二十七年 三月九日
政治結社士魂塾	主たる事務所の所在地 東松島市牛網字関下五	東松島市牛網字上江戸原七一三	平成二十七年 三月三十一日
仙南政治研究会	会計責任者 松本光香子	小野 将美	平成二十七年 三月二十日
只野九十九後援会	主たる事務所の所在地 登米市追町佐沼字末広八五番地	登米市豊里町川前一九八一六	平成二十七年 三月二十三日
千葉とおるの会	代表者 千葉ちか子	千葉 達	平成二十七年 三月十三日
登米市政を考える会	会計責任者 伊藤 友美	千葉ちか子	
西村明宏後援会	主たる事務所の所在地 登米市南方町狼掛一四	登米市南方町狼掛一五一一	平成二十七年 三月四日
日本共産党高見のり子後援会	会計責任者 坪根 輝彦	鷹尾 友宏	平成二十七年 三月六日
日本農業政治連盟宮城	会計責任者 高橋 悦子	宮沢 茂	平成二十七年 三月十六日
	会計責任者 照井 潤	加藤 政彦	平成二十七年

宮支部	の 氏 名	石巻市小船越字崎山一〇〇〇	仙台市泉区加茂三一四一四	平成二十七年 三月二十三日
宮城県中小企業政策推進協議会	主たる事務所の所在地	及川 公一	高橋 幸夫	
やしろ美香応援団	会計責任者 の 氏 名	屋代 公子	屋代 聡	平成二十七年 三月十三日
山口荘一郎を囲む会	会計責任者 の 氏 名	杉山 裕之	中村 吉治	平成二十七年 三月三十日
山路澄雄後援会	代表者 の 氏 名	山路 澄雄	小山 清寿	平成二十七年 三月三十一日
洋風会	代表者 の 氏 名	熊谷 洋子	熊谷 洋一	平成二十七年 三月三十一日
我妻弘國を励ます会	代表者 の 氏 名	八巻 福夫	八巻恵美子	平成二十七年 三月四日
渡辺しげみつ後援会	主たる事務所の所在地	亶理郡亶理町吉田字小橋一四五	亶理郡亶理町吉田字宮前一五一八一三	平成二十七年 三月二十五日
わたなべ拓後援会	主たる事務所の所在地	仙台市太白区西多賀三一一二一二	仙台市青葉区子平町一八一七一一〇七	平成二十七年 三月二十四日
渡辺ひろふみを支える会	主たる事務所の所在地	宮城県利府町森郷諏訪前五七一三	宮城県利府町中央三一五一	平成二十七年 三月二十日
〇宮選管告示第四十一号	の 氏 名	中村 公紀	渡辺 博史	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。				
平成二十七年四月二十四日				
宮城県選挙管理委員会	委員長	菊 地 光 輝		
(一)その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
相澤武雄後援会	相澤 武雄	相澤 武雄	平成二十五年十二月三十一日	
阿部まさあき後援会	相沢 征三郎	相沢 征三郎	平成二十七年三月三日	
井口経明後援会	菊地 軍治	菊地 軍治	平成二十七年三月十五日	
石山けいき二市三町後援会	志賀 勝利	志賀 勝利	平成二十七年三月二十五日	

尾形健後援会

尾形 健 平成二十六年五月一日

熊谷洋一後援会

熊谷 洋子 平成二十六年十二月三十一日

佐藤まさる後援会

佐藤 勝 平成二十五年十月三十一日

新風の会

小野寺 修 平成二十六年十二月三十一日

菅原でん後援会

江本 弘敏 平成二十五年三月十五日

菅原伝励ます会

菅原 伝 平成二十五年三月十五日

政治結社勇神会

庄子 君男 平成二十七年三月三十日

千葉とおるの会

千葉ちか子 平成二十六年十二月三十一日

星順一後援会

高橋 隆民 平成二十六年十二月一日

三品彰夫後援会

鎌田 幸一 平成二十六年十二月三十一日

武者美太郎後援会

武者 隆一 平成二十六年十二月二十日

山路澄雄後援会

山路 澄雄 平成二十七年二月二十八日

夢実行委員会

菊地 軍治 平成二十七年三月十五日

洋風会

熊谷 洋子 平成二十六年十二月三十一日

我妻弘國を励ます会

角谷 重光 平成二十七年三月四日

渡辺政巳連合後援会

船山 俊一 平成二十四年三月三十日

○宮選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

山路澄雄後援会

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成二十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

山路澄雄後援会

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

山路澄雄後援会

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

山路登雄後援会

報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

渡辺政巳連合後援会

報告年月日 27. 3. 27 (24. 3. 30解散)

- 1 収入総額 1,227,027
- 前年繰越額 1,227,027
- 2 支出総額 361,942

3 支出の内訳

- 経常経費 241,193
- 光熱水費 35,224
- 事務所費 205,969
- 政治活動費 120,749
- 組織活動費 120,749

○同選挙区長選挙区十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

山路登雄後援会

報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

渡辺政巳連合後援会

報告年月日 27. 3. 27 (24. 3. 30解散)

- 1 収入総額 865,085
- 前年繰越額 865,085
- 2 支出総額 0

○同選挙区長選挙区十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

佐藤まさる後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 勝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員

報告年月日 27. 2. 9 (25. 10. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

菅原伝励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菅原 伝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 富谷町議会議員

報告年月日 27. 3. 25 (25. 3. 15解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

洋風会

資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 洋一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員

報告年月日 27. 3. 31 (26. 12. 31解散)

- 1 収入総額 300,000
- 前年繰越額 300,000

前年繰越額	300,000	3	本年収入の内訳	
2 支出総額	0		寄附	2,410
(その他の政治団体)			個人分	2,410
阿部まさあき後援会			4 支出の内訳	
報告年月日 27. 3. 3 (27. 3. 3解散)			経常経費	74,430
1 収入総額	211,427		備品・消耗品費	63,630
前年繰越額	177,427		事務所費	10,800
本年収入額	34,000		政治活動費	1,600
2 支出総額	211,427		組織活動費	1,600
3 本年収入の内訳			5 寄附の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	34,000		(個人分)	
役員新年会会費	34,000		年間五万円以下のもの	2,410
4 支出の内訳			熊谷洋一後援会	
政治活動費	211,427		報告年月日 27. 3. 31 (26. 12. 31解散)	
組織活動費	134,358		1 収入総額	35,899
その他の経費	77,069		前年繰越額	35,899
井口啓明後援会			2 支出総額	0
報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 15解散)			新風の会	
1 収入総額	54,664		報告年月日 27. 3. 23 (26. 12. 31解散)	
前年繰越額	54,664		1 収入総額	0
2 支出総額	54,664		2 支出総額	0
3 支出の内訳			政治結社勇神会	
政治活動費	54,664		報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 30解散)	
その他の経費	54,664		1 収入総額	0
石山けいき二市三町後援会			2 支出総額	0
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号			千葉とおるの会	
報告年月日 27. 3. 27 (27. 3. 25解散)			報告年月日 27. 3. 13 (26. 12. 31解散)	
1 収入総額	76,030		1 収入総額	0
前年繰越額	73,620		2 支出総額	0
本年収入額	2,410		星順一後援会	
2 支出総額	76,030		報告年月日 27. 3. 20 (26. 12. 1解散)	

<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>三品彰夫後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 13 (26. 12. 31解散)</p>		<p>平成二十七年四月二十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 菊地光輝</p>	
<p>1 収入総額 12,117</p> <p>前年繰越額 12,117</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>武者美太郎後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 4 (26. 12. 20解散)</p>		<p>(その他の政治団体)</p> <p>阿部まさあき後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 3 (27. 3. 3解散)</p>	
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>山路澄雄後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)</p>		<p>井口経明後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 15解散)</p>	
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>夢実行委員会</p> <p>報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 15解散)</p>		<p>石山けいき二市三町後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 27 (27. 3. 25解散)</p>	
<p>1 収入総額 257,993</p> <p>前年繰越額 257,993</p> <p>2 支出総額 257,993</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 257,993</p> <p>その他の経費 257,993</p> <p>我妻弘國を励ます会</p> <p>報告年月日 27. 3. 4 (27. 3. 4解散)</p>		<p>政治結社勇神会</p> <p>報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 30解散)</p>	
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>〇頭懸報告長第四十九号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p>		<p>山路澄雄後援会</p> <p>報告年月日 27. 3. 31 (27. 2. 28解散)</p>	
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>		<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>夢実行委員会</p> <p>報告年月日 27. 3. 30 (27. 3. 15解散)</p>	
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>		<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>我妻弘國を励ます会</p> <p>報告年月日 27. 3. 4 (27. 3. 4解散)</p>	

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮選管告示第五十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
遠藤 久和	七ヶ浜町議会議員	遠藤久和後援会	公職の種類	七ヶ浜町議会議員	宮城県議会議員
熊谷 盛廣	宮城県議会議員	熊谷盛廣後援会	主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼字中江一〇一四	登米市迫町佐沼字中江四一八一六
渡邊 拓	仙台市議会議員	わたなへ拓後援会	公職の種類	仙台市議会議員	宮城県議会議員
			主たる事務所の所在地	仙台市太白区西多賀三一二一二	仙台市青葉区子平町一八一七一一〇七

○宮選管告示第五十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 平成二十七年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の届出を消した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
尾形 健	気仙沼市議会議員	尾形健後援会	気仙沼市小々汐三	尾形 健	平成二十七年三月三十日
佐藤 勝	登米市議会議員	佐藤まさる後援会	登米市迫町北方字雀屋敷七〇	佐藤 勝	平成二十七年二月九日

菅原 伝 富谷町議会議員 菅原伝励ます会 黒川郡富谷町富谷 菅原 伝 平成二十七年 三月二十五日
 宇西沢一五〇八

(二) 法第十九条第三項第二号による届出
 代表者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
 熊谷 洋一 気仙沼市議会議員 洋風会 気仙沼市松川前一四八 平成二十七年 三月三十一日
 備考 洋風会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は熊谷洋一である。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第54号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 平成27年 4月24日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

- 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日
 - (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
 (ア) 第1回講習
 平成27年6月3日（水）から同月12日（金）までの土・日曜日を除く8日間
 - イ 追加取得講習
 (イ) 第2回講習
 平成27年7月1日（水）から同月10日（金）までの土・日曜日を除く8日間
 - エ 追加取得講習
 (エ) 第1回
 平成27年6月8日（月）から同月11日（木）までの4日間
 - (イ) 第2回
 平成27年7月6日（月）から同月9日（木）までの4日間
- 2 実施場所
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

<p>一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者 (2) 追加取得講習 受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間</p>	<p>ア 第1回講習 平成27年5月7日（木）から同月13日（水）までの土・日曜日を除く5日間（5月7日から12日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>イ 第2回講習 平成27年6月3日（水）から同月9日（火）までの土・日曜日を除く5日間（6月3日から8日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成27年5月14日（木）から同月20日（水）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで） イ 第2回講習 平成27年6月10日（水）から同月16日（火）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ） ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-(1)アに該当する者 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) 前記4-(1)イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)ウに該当する者</p>
---	--

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(イ) 前記4-1(1)エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-1(1)オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十七年四月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十七年五月十三日 午後一時三十分から 午後二時三十分まで	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番地六号 気仙沼合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件
漁業法第十一條第四項の規定による定置漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について